



[米国] “On-Sale Bar” …守秘義務のある販売行為でも新規性を喪失

■ 「発明の新規性喪失」の日米比較

【日本】 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明は特許を受けることができない(特許法29条1項2号)。

- ・ 守秘義務を負う者への販売は公然実施に該当しない。
- ・ 守秘義務を負わない者へ販売された場合、その実施品を分析しても発明内容を知り得ない場合には公然実施に該当しない。

【米国】 クレーム発明が、その有効出願日前に、特許されたか、印刷刊行物に記載されていたか、または、公然使用、販売(on sale)、その他の公に利用可能であった場合は、特許を受けることができない(特許法102条(a)(1))。

■ On-Sale Bar

- ・ 公然性は要求されず、守秘義務を負う者への販売(販売の申し出)も新規性喪失になりうる。
- ・ 「販売の申し出(offer to sell)」を含み、地理的条件も問わない。日本における秘密裡の販売の申し出も、その行為が公になると新規性喪失の対象となる。

” HARA KENZO *more* ” IP Information Delivery Section

■ 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。

(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)

■ 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。

■ 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!

配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。